

令和8年度 利用調整基準点数表

基本点					
勤 務 状 況			点数	加 算	
就 労 ※1	単身赴任		10	障害者手帳所持者(指定難病含)	2
	月160時間以上		8		
	月140時間以上160時間未満		7		
	月120時間以上140時間未満		6		
	月100時間以上120時間未満		5	月20日(週5日)以上勤務	2
	月80時間以上100時間未満		4		
	月64時間以上80時間未満		3		
	※休憩を含む1日の拘束時間				
求 職 中	勤務先内定 (月64時間以上の稼働)		3	月160時間かつ20日以上の稼働	3
	勤務先未定		1	生計中心者の失業・倒産	5
				生計中心者の就労不可	8
勤 務 以 外			点数	加 算	
出産予定			11		
疾 病	病氣入院(1ヶ月以上)		12		
	常時臥床・指定難病		12		
	上記以外		8		
	障 害	身体障害	1・2級	12	両親共に障害者の世帯 (一世帯につき)
3級			10		
上記以外			8		
精神障害		1級	12		
		2級	10		
		3級	8		
知的障害		㉠・A・B	12		
		C	10		
同 居 者 介 護	要介護3～5		11		
	要介護2		9		
	要介護1		7		
同 居 者 看 護	重度者介護(※3)		11	心身障害児の通園・通学	1
	中度者介護(※4)		9		
	常時入院付添(1ヶ月以上)		8		
	上記以外		7		
災害復旧			15		
就学(月64時間以上)			5		
離婚・死亡・行方不明			10	調停中、拘禁中を含む	

※1 就労状況については、契約上の労働状況だけでなく、勤務実績も踏まえて指数を決定する
※2 直近の確定申告の控え(やむを得ない理由により提出できない場合は請負契約書、受注表、又は事業の実施による継続的な営業収益が確認できる書類のいずれか)が未提出か親族の会社で就労しているとき(自営業専従者含む)は直近3ヶ月の給与明細が未提出の場合に適用する。
※3 身体障害者手帳1・2級、療育手帳④・A・B所持を含む
※4 身体障害者手帳3級、療育手帳C所持を含む

転園加算		
転園理由 (市内認可保育施設からの転園)		点数
送迎	兄弟姉妹が別々の保育所	5
	片道6km以上	4
	片道4km以上	3
	片道2km以上4km未満	2

※転園については、保育状況の加算を除いて計算する

※同点数の場合は、状況別優先順位指標の順位で優先する

状況別優先順位指標
1 要保護児童
2 ひとり親(同居なし)＞ひとり親(同居あり)
3 災害復旧＞疾病、障害＞介護＞保育士＞就労＞出産＞就学＞就労内定＞求職中
4 滞納がない
5 兄弟在籍中
6 同世帯に障害者
7 未就学児の人数が多い＞義務教育以下の児童数が多い
8 両祖父母の居住地
9 税額が低位

保育加算				
保育状況		点数	加 算	
親族等保育	同居親族	1	70才以上の高齢者のみで保育 ※5	2
	別居親族	2	傷病(診断書要)・障害	2
	友人・知人	3	二児以上の保育	1
	同伴就労	4	一定の保育が可能と判断されるもの	-1
産休育休	産休・育休中(申請年度と同一年度内に育児休業期間が終了する場合)			3
	認可保育所、認定こども園(保育所部分)、特定地域型保育事業を利用していたが、産後に下の子の育休取得のため自主的な退所をした児童および下の子の入所申請が共にある場合(入所申請時に申告のあった者に限る)			8
保育施設等※6	幼稚園・認定こども園	4		
	一時保育 (C型を除く、月8日以上利用)	3	一時保育週3日(月12日以上)	1
			一時保育週4～5日(月16日以上)	3
	認可外保育施設 企業主導型保育施設 家庭保育室 職場託児所 個人金銭委託(ベビーシッター等)	4		
	市外認可保育施設 (地域型保育施設を含む)	6		
	施設入所(乳児院・養護施設)			10
	市内・市外の地域型保育施設 新年度3歳児クラス(4月入所選考のみ加算)			10
	在籍している保育施設等の廃園・休園・受け入れ停止による保育不可			30

※5 申請年度末(R9.3.31)時点で70歳の方は、申請月に70歳未満の場合も70歳とみなす

※6 保育施設加算は保育施設等の利用を客観的に確認した後に加算する

調 整			点数
①	ひとり親(同居家族無し)・祖父母不在		25
②	ひとり親(同居家族あり)		20
③	生活保護世帯(原則再入園時を除く)		10
④	未就学児の兄弟姉妹あり	兄弟姉妹入所保育施設を第一希望	3
		上記以外	1
⑤	多児童(義務教育課程以下3人以上)※4人目以降1人につき1点加算		2
⑥	多胎児(双生児等)※多胎児の兄弟姉妹は就学前まで加算対象		2
⑦	児童福祉等の観点から 特に調整を必要とする場合	特に緊急入所が必要な場合	20
		要保護児童対策地域協議会において 支援が必要と認めた家庭	10
		DV・虐待等の理由により保育が必要と判断されるもの	8
		その他(市が必要と認めた場合)	5
⑧	保育士(市内認可保育施設で就労し(内定、復職予定を含む) 保育士証の写しを提出した場合)※7		10
⑨	65歳未満同居祖父母が保育要件未満 ※8		-1
⑩	入所決定後の保護者事由によるキャンセル(一回につき・翌年度4月まで適用)		-10
⑪	保育料・給食費の滞納	1か月以上 ※9	-5
⑫	保育料・給食費の滞納	3か月以上 ※9	-10
⑬	保育料・給食費の滞納	6か月以上 ※9	-20
⑭	保育料・給食費の滞納	1年以上 ※9	-30

※7 看護師・准看護師・保健師は保育業務に従事すると明記されている場合に限り

※8 申請年度末(R9.3.31)時点で65歳の方は、申請月に65歳未満の場合も65歳とみなす

※9 要保護児童及び障害児保育対象児童については、優先的に入所を考慮する